

建設業法施行令の一部改正に係る入札契約事務の対応について

令和 7 年 1 月 2 8 日

茨 城 県 土 木 部

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、茨城県土木部発注工事の取り扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 改正の内容

	改正後	現行
(1)特定建設業許可・ 監理技術者配置 (令第 2 条関係)	8,000 万円以上(建築一式工事) 5,000 万円以上(上記以外)	7,000 万円以上(建築一式工事) 4,500 万円以上(上記以外)
(2)技術者等の専任 配置 (令第 27 条関係)	9,000 万円以上(建築一式工事) 4,500 万円以上(上記以外)	8,000 万円以上(建築一式工事) 4,000 万円以上(上記以外)

2 適用

令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告等を行う工事

なお、現在契約済みである工事や公告中などの工事については、入札の公平性や工事の継続性を鑑み、従前のままの取扱いとする。